規

則

目

次

額並びに公営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃額及



外

号

62

号

発行者 広 島 広島県総務部 総務管理局文書法制室 発行所

平成八年広島県告示第百二十九号 (政府調達協定に係る 広島県県営住宅における平成十八年度の住宅ごとの家賃 平成十七年広島県告示第五百二十二号 (口頭による開示 広島県公印規程の一部を改正する訓令 広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令 建設工事執行規則の一部を改正する規則 の一部を改正する規則 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則 広島県農業技術大学校規則の一部を改正する規則 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 正する規則 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改 する規則 広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正 行政区画の変更に伴う県道路線認定の公示内容の変更 .. る告示 請求を行うことができる保有個人情報) の一部を改正す 苦情の処理手続) の一部を改正する告示 公の施設の指定管理者の指定 (三件) 告 訓 示 (以上県法規登載) (以上県法規登載) (県法規登載 (障害者支援室) (高齢者支援室) (障害者支援室) (道路企画室) (行政情報室) (文書法制室) (技術振興室) (医療対策室) (財産管理室) (建設産業室)) 一四 : : : - -七七 六 六 する規程 (医療対策室)

- 0	: : 七 ๋		<u>:</u> 	-								購記	売料 	月 —	額		, 7 	00	"]
公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会告示	(県法規登載)	広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する	議会事務局告示	包括外部監査契約の締結(監)	務の委託	港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の徴収事	(以上三件県法規登載)	設) の一部を改正する告示	条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施	平成十七年広島県告示第千三百号 (広島県港湾施設管理	広島観音マリーナ使用基準の一部を改正する告示	管理委託港湾施設の使用基準の一部を改正する告示	公の施設の指定管理者の指定	県営住宅及び県営住宅駐車場の使用料徴収事務の委託	県営住宅駐車場の基本使用料及び高額所得者使用料	八年度の数値	公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する平成十	び改良住宅にあっては法定限度額
					查委								(港			ÎII			<u>(</u> 住
					事発								汽管理						宅
					 第	_			_			_	室)	_	_	_	_		室
					(監査委員事務局) 二九	二六			 二六			 六	港湾管理室) 二四				: : =		室) 一八
 		 九			二九	六			六			六	四四	:. 二 四	四四	四四	Ξ		八

公 布 ಕ れ た 則 の あ 5 ま

(以上県法規登載)

 \equiv

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第二十五号)

改正の要旨

な改正を行った。 額を引き上げ、返還債務免除範囲を拡大することなどにより活用促進を図るため、必要 する医師を育成する修学資金について、名称を変更し、対象者に大学院生を加え、貸付 中山間地域等における医療提供体制の確保を目的として、当該地域の医療機関に勤務

平成十八年四月一日

施行期日

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第二十六号	平成十八年四月一日
	広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(#

施行期日

る規定の整理を行うとともに、組織改正に伴い、室の名称を変更した。

平成十八年四月一日

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 改正の要旨 (規則第二十七号) (高齢者支援室)

が加えられたことなどに伴い、必要な改正を行った。 老人居宅生活支援事業に小規模多機能型居宅介護事業

老人福祉法の一部改正により、

施行期日

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則 (規則第二十八号) (技術振興室) 改正の要旨

うなど必要な規定の整備を行った。 る就農希望者へ的確に対応する中核的教育施設に変革するため、教育内容の見直しを行 広島県立農業技術大学校を将来の意欲ある担い手の確保や、団塊の世代など多様化す

施行期日

平成十八年四月一日

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則 二十九号) (建設産業室) (規則第

改正の要旨

指名競争入札における指名業者名等の公表を入札後の公表とすることとした。

2 総合評価入札における公表事項を定める等所要の改正を行った。

施行期日

平成十八年四月一日。 ただし、一1については平成十八年六月一日

建設工事執行規則の一部を改正する規則 (規則第三十号) (建設産業室)

改正の要旨

- について、必要な改正を行った。 低入札価格調査対象者と契約する場合の前払金及び契約不履行時の違約金の取扱い
- た場合の損害金の予定について、必要な改正を行った。 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する等の談合行為等があっ

2

- 3 割合について必要な改正を行った。 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改定に伴い、遅延利息及び返還利息の
- 4 庁舎、公舎 (これらに附帯する設備工作物を含む。) に係る修理等の軽易な工事に ついて、建設工事執行規則の適用除外とすることその他の必要な改正を行った。

平成十八年四月一日。 ただし、 ―1及び2については同年六月―日 施行期日

規

則

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

広島県規則第二十五号

広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則 (昭和四十九年広島県規則第百一号) တ 一部を

題名を次のように改める。

広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則

と総称する」に改め、「又は歯科医師 (以下「医師等」という。)」を削る。 学科を専攻する者又は同法による大学院 (以下「大学院」という。) において医学に関する 第一条」を「同法第一条の五」に、「へき地医療機関」という」を「中山間地域等医療機関 三十一条に規定する公的医療機関をいう。)」に、「医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) き地医療支援のために知事が別に定めるところにより指定する医療法 (昭和二十三年法律第 研究科を専攻する」に、「将来知事がへき地医療機関」を「知事がへき地医療拠点病院(へ |百五号) 第一条の五に規定する病院をいう。) 又は中山間地域等の公的医療機関 (同法第 第一条中「離島、山村」を「中山間地域」に、「又は歯学を履修している」を「に関する

同条第一号を次のように改める。 |条の見出しを「(奨学金借受者の資格)」に改め、同条中「修学資金」を「奨学金」に

を専攻する者であること。 大学において医学に関する学科を専攻する者又は大学院において医学に関する研究科

に改める 第二条第二号中「へき地医療機関」 を「中山間地域等医療機関」に、 「医師等」を「医師」

同条第二項中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第三項中「修学資金」を「奨学金」に、 金」に、「修学生」を「奨学生」に、「卒業する」を「卒業し、又は大学院の課程を修了する」 「修学生」を「奨学生」に改める。 に改め、「、当該大学」の下に「又は大学院」を加え、「七万三千円」を「二十万円」に改め、 第三条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学資金」を「奨学

中「大学」の下に「又は大学院」を加え、同条に次の二号を加える。 を「奨学金」に改め、同条第一号中「大学」の下に「若しくは大学院」 第四条の見出しを「(奨学生の募集及び奨学金の貸付申請)」に改め、 を加え、 同条中「修学資金」 同条第二号

大学院に在学する者にあつては、医師の免許証の写し

その他知事が必要と認める書類

第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二項」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、 第二項中「修学生」を「奨学生」に改める。 間その他の必要な事項を記載した募集要項を作成して募集するものとする。 第六条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、 |条第二号の業務に従事する際の診療科等、貸付対象人数、貸付期間、貸付申請の受付期 知事は、奨学金の貸付けを行おうとするときは、あらかじめ、奨学金の貸付対象者、 「大学」の下に「又は大学院」を加え、同条 同条第一項中「第四条」を「第四条 第

同項第三号中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第二項中「修学資金」を「奨学金」に、 に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第一号中「卒業」の下に「又は修了」を加え、 「修学生」を「奨学生」に改める。 第七条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」を「奨学生」

中「修学資金」を「奨学金」に、「修学生」を 項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第三項及び第四項 に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加え、「修学資金」を「奨学金」に改め、 「修学資金」を「奨学金」に改める。 第八条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」を「奨学生」 「奨学生」に改め、同条第五項及び第六項中 同条第二

「修学資金」を「奨学金」に改める。 第九条の見出し中「修学資金」を「奨学金」 に改め、同条中「修学生」を「奨学生」に、

> かつ、へき地医療機関以外の病院において臨床研修(研修期間が、二年以内のものに限る。 以下同じ。) を開始した者については、当該臨床研修修了後一月間)」を削り、同条第二項中 金」に改め、「(大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師等の免許を取得し、 「修学資金」を「奨学金」に改める。 第十条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学資金」 を「奨学

第四号中「修学資金」を「奨学金」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を 生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、 加える。 「奨学金」に、「若しくは」を「又は」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加え、同項 「中山間地域等医療機関」 に、「医師等」を「医師」に改め、同項第三号中「修学資金」 同項第一号及び第二号中「へき地医療機関」 を を

第十一条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」

を

四 二第一項に規定する臨床研修をいい、 臨床研修 (医師法 (昭和二十三年法律第二百一号) 第十六条の 研修期間が、二年のものに ている期間 臨床研修を受け

第十一条第二項中「修学資金」を「奨学金」に改める。 以下同じ。) を受けているとき。

臨床研修の終了後、引き続いて中山間地域等医療機関において医師」に改め、「 (大学を卒 期間に含まない。第二号及び第三項において同じ。) 」を加え、同項第二号中「医師等の」 へき地医療機関において医師等」を「医師の免許を取得し、かつ、臨床研修を開始し、当該 に改め、「へき地医療機関以外の病院における」を削り、「は、 療機関において医師等」を「引き続いて中山間地域等医療機関において医師」に、「その後 て医師等としての業務に就業した場合を含む。以下同じ。) 」を削り、「修学資金」 外の病院において臨床研修を開始し、当該臨床研修修了後一月以内にへき地医療機関におい め、「以下」を削り、 を「医師の」に改め、「取得し」の下に「、又は大学院の課程を修了し」を加え、「へき地医 生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第一号中「医師等の免許を取得し、 医師等としての」を「その」に改め、「、医師等」を「又は大学院の課程を修了後、 金」に改め、「の一・五倍」を削り、「とき」の下に「 (臨床研修の期間は、業務に従事した 業した日の属する月の翌月から一年以内に医師等の免許を取得し、かつ、へき地医療機関以 第十二条の見出し中「修学資金」を「奨学金」に改め、同条第一項中「修学生」 同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。 医師等」 を「は、 医師」 を「奨学 を 医師」 に改

一 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を修了後 いて奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき。 了後) 、引き続いて中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、 入学する前に臨床研修を終了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終 (大学院に 引き続

第十二条第二項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、

同項第

資金」を「奨学金」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。 当するとき」を加え、「に三分の二を乗じて得た数値(この数値が一未満の場合は、一とし、 3 この数値に一未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てる。) 」を「の月数」 同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「又は」 四項中「第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、 医療機関において医師」に、「その後医師等としての」を「その」に改め、同条第五項中 の課程を修了し」を加え、「へき地医療機関において医師等」を「引き続いて中山間地域等 に改め、同項第二号中「医師等の」を「医師の」に改め、「取得し」の下に「、又は大学院 の下に「心身の故障のうち」を加え、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第二号中「医 同項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第 金」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加え、同項第一号中「第一項第一号」の下に 師等」を「医師」に改め、「できなくなつたとき」の下に「又は前項第一号又は第二号に該 一号中「大学」の下に「又は大学院」を加え、「重度障害により」を「心身の故障のため」 「修学生」を「奨学生」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に、「修学資金」を「奨学 「若しくは第三号、 るものとする。 知事は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還の債務の一部を免除す 第二項第二号又は第三項第一号」を加え、「医師等」を「医師」に改め、

の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなつたとき。としての業務に就業し、引き続いて一年間以上その業務に従事し、その後死亡又は心身研修を開始し、当該臨床研修の終了後、引き続いて中山間地域等医療機関において医師大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床

業務に従事しなくなつたとき。いて一年間以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その了後)、引き続いて中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続入学する前に臨床研修を終了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終二 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を修了後(大学院に

る。(第十三条中「修学生」を「奨学生」に改め、同条各号中「修学資金」を「奨学金」に改め

を「中山間地域等医療機関」に改め、同条第二項中「へき地医療機関」を「中山間地域等医「医師等」を「医師」に改め、同項第六号中「医師等」を「医師」に、「へき地医療機関」に、「又は大学院」を加え、同項第五号中「へき地医療機関」を「中山間地域等医療機関」に、「号中「大学を」を「大学又は大学院を」に、「若しくは卒業し」を「卒業し、若しくは修二号中「大学を」を「大学又は大学院を」に、「若しくは卒業し」を「卒業し、若しくは修第十四条第一項中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改め、同項第

修を行つている者を含む」を「奨学生 (臨床研修を行つている者を含まない」に、「修学資 療機関」に、「医師等」を「医師」に、「修学生 (へき地医療機関以外の病院において臨床研 学金貸付申請書」
リンド広島県知事 金」を「奨学金」に改め、「第十二条第一項第一号」の下に「若しくは第二号又は第三項第 機関」や「大学を卒業後又は大学院の課程を修了後、 一号若しくは第二号」を加え、「就業又は臨床研修」を「業務従事」に改める 第十六条及び第十七条中「修学生」を「奨学生」に、「修学資金」を「奨学金」に改める。 第十五条中「修学生」を「奨学生」に改め、「大学」の下に「又は大学院」を加える。 **忌記様恜無一町中「へき地勤務医師等修学資金貸付申請書」を「中山間地域等従事医師奨** 郷」を 「広島県知事 中山間地域等医療機関」 燕 ľ 「卒業後, へき地医療

「医師を「医師」に、「修学資金の」を「奨学金の」に、歯科医師。

7		.10-	\	-m
-	道	中	属大	阳
	1 希望月額	厚門課程進学 (予定) 年月日	在 地	和
		併		
		Ш		
		ш		大学
	貸付希望 期 間	卒業予定 年 月 日		丧
<u> </u>	年 月分から 年	年月		学 科 学進学課程(
	月分まで	ш		回生)
		7	ŧ	

				_			
焳	家町	## 4	* *	所属			
起	ュ	<u>~</u> .₩	Æ	ク位			
##	焳	. 門課 (予定)					
衠	出	果程 ú	伯				
苯	<u>—</u>	<u>∭</u> ∓					
₩	強	田州	与	答			
		併					
		Д					
		ш		ļ., ,, l			
				大学 大学院			
	賀悪	松年		窕			
	公	業化		맭			
	望間	宝田		岩			
	併						
	ш	併		非学店 新			
	月分から			学代			
	ىق			· 編 本番本			
	併	Ш					
	垣			回生 課程			
	分ま			(出) (性)			
	٧						
	に 改						
に 改 め る。							
	්						

| 京記様式第二明中「へき地勤務医師等修学資金貸付決定通知書」を「中山間地域等従事医師奨学金貸付決定通知書」に、「殿」を「様」に、「修学資金の」を「奨学金の」に、

貸付総額

定仇

圃

別記	***	釖
様 式	﴿	ュ
第三	犁	総
別記樣式第三号中	徘	白
「広島県知事		
殿」		
を		
「広島県知事		
燕		
ĺĆ		
「へき地勤務医師等修		ⅎ
, 8医師等修学	[2 전 경	立なりる。

資金 **資金を」を「類字金を」に改める。** 務医師等修学資金貸付規則」や「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」以、「修学 を「中山間地域等従事医師奨学金」に、「修学生」を「奨学生」 **ル、「広島県へき地勤** ₩ の氏名」

「中山間地域等従事医師奨学金貸付甲ഥ通知書」 別記様式第四号中 佄 離 * 邭 伽 「へき地勤務医師等修学資金貸付停止通知書」 大学 ĺĆ 小品 「修学資金の」を 学 学進学課程 を 「奨学金の」

 * ₩ 鄉 の称 大学院 船 学 学進学課程 研 究 科 を に改める。

を 師奨学金貸付辞退申請書」以、 別記様式第五号中「へき地勤務医師等修学資金貸付辞退申請書」 湿 邭 \mathbb{H} ľ 「修学資金の」 「広島県知事 を 「奨学金の」 週 を「広島県知事 ľ を 燕 「中山間地域等従事医 ĺĆ ~ 悱 #

定化 侑 圃 離 * * 邭 ₩ 4#3 の称 加 大学院 大学 大学 船 船 学 学進学課程 研究科 学 学進学課程 を に改める。

を 師奨学金返還猶予申請書」以ぐ 別記様式第六号中「へき地勤務医師等修学資金返還猶予申請書」 悱 # に、「感が脳胀の」を「凝が胀の」に改める。 「広島県知事 殿」を「広島県知事 を 燕 「中山間地域等従事医 ĺĆ ~ ₩ #

師奨学金返還免除申請書」 別記様式第七号中「へき地勤務医師等修学資金返還免除申請書」 ľ 「広島県知事 霽 を 「広島県知事 を 燕 「中山間地域等従事医 ľ 「修学資金の」

ĺĆ 就業しているへき地医療機関 を 就業している中 山間地域等医療 機関 ビ

を

「奨学金の」

卒業後の従業状 況等 を

卒業後又は修了 後の従業状況等 (臨床研修の期

間を除へ。) に改める。

事証明書」 別記様式第八号中 ľ 「広島県知事 「へき地勤務医師等業務従事証明書」 遐」 を 「広島県知事 燕 ĺĆ を 「徳学生の氏名」を 「中山間地域等従事医師業務従 「無学生の

ビ の関い 四部 歯科医師 を 診療科等の別

に改める

金借用証書」
リベ「広島県知事 医師等修学資金貸付規則」を「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」に改める。 生」に、「修学生」を「奨学生」に、「修学資金の」を「奨学金の」に、「広島県へき地勤務 別記様式第九号中「クき┶勤務医師等修学資金借用註書」 遇」 を 「広島県知事 蒸」に、「修 め「中山間地域等従事医師奨学 邭 肝」を 滋 邭

ľ

師等修学資金貸付規則」 等修学資金貸付規則」 別記様式第十一号中 別記様式第十号中 「広島県知事 を「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」に改める。 「広島県知事 や「広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則」 殿」や「広島県知事 遇」 を 「広島県知事 燕 燕 ĺĆ ĺĆ 「広島県へき地勤務医師 「広島県へき地勤務医

就果 業施 (臨床研修 先 を

织 牃 先

ľĆ

就業 (臨床研修) 開始年月日

を

就業開始年月日 ĺĆ 「就業 (臨床研修) 医療機関」 を 「就業困濟蒸闊」に改める。

貸付規則」に **⊔、「広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則」や「広島県中山間地域等従事医師奨学金** 別記様式第十二号中 「広島県知事 遇 や「広島県知事 燕 に、「参学生」 を「爆撃性」

圃 凲 * \forall 則 ₩ ₩ 鄉 の称 炒 大学院 大学 大学 船 船 学 学進学課程 研 究 科 学 学進学課程

に改める。

を

附

定化

严

この規則は、 公布の日から施行する。

平成十八年四月一日

平成十八年四月一日に島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島県知事

藤

田

雄

Ш

広島県規則第二十六号

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

第十六条中「三次市に居住地を有する者については、当該市長」を「竹原市、

附 則 健部社会福祉局障害者支援室」に改める。

次市、庄原市、

安芸高田市、

江田島市、

熊野町及び世羅町に居住地を有する者については、

当該市町の長」に、別記様式第六号中「福祉保確部福祉総室知的障害者福祉室」を「福祉保

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

広島県知事 藤田 雄

Щ

広島県規則第二十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

第六条中「第十五条の二」を「第十五条の二第一項」に改める。老人福祉法施行細則(昭和三十八年広島県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

老人デイサービス事業、 老人短期入所事業若しく は痴呆対応型老人共同生 活援助事業の用に供する 施設又は住居							
入所·	肥	種	加				
· 入居定	伯						
	书	類	称				
內							
を							

老人デイサービス事業、 老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業 有しくは認知症対応型を 若しくは認知症対応型を 人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居							
入所・登録・ 入居定員	所 在 地	種類	名 称				
19							
- に 改 め							

同様式注

4を次のように改める。

「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居」欄のうち「種類」欄は老人デイサービス事業及び老人短期入所事業について記入し、「入所・登録・入居定員」欄は老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業について記入すること。

別記様式第二号中

の

尾道市、三

「人人」 大人に 大人に 大人に 大人に 大人に 大学 大人に 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学						
入所・入 居定員	所在地	種 類	名称			
110						
沝						
<u></u> を						

「大とし人、 大とし、 大人と、 大人と、 大人と、 大人と、 大人、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学							
入所・ 登録・ 入居定員	所在地	種 類	允				
內							
內							

め、同様式注6を次のように改める。

6 「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居」欄のうち「種類」欄は老人デイサービス事業及び老人短期入所事業について記入し、「入所・登録・入居定員」欄は老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業について記入すること。

別記様式第五号中「第15糸の2」を「第15糸の2第1項」に改める。

凤記漛恜策八嗗午「老人ホーム設置届認可申請書」や「老人ホーム設置認可申請書」に投る。

別記様式第十六号中の記録のでは、「田は田子」に改める。別記様式第十四号中「田淵します」を「囲は田ます」に改める。

に改

,	_		-	
,	6	入居		≥
ł	市場	 품 군		、所定!
i	調響	定員及		定員及
- k	桓	図居		区居
十二首米祭1-1-1	調査等によるノ	び居室数		室数
1	у Ут	\		~ ~
,		园		所定
[折者	定員		
10サラロンコナビニナ 単紫	所者の見込みを記した			
3	; <u>₹</u> [
: }	サを	′′		′′
ļ	비	囲		囲
۲	た	室数		室数
#	書類			
	_			
-	を	腳		HD}
	_	<u>. </u>	_	・・・・・を
		íć		٠

- 6 市場調査寺による八居者の見込みを記した書類」に

∞

- 入居一時金, 利用料その他の入居者の費用負担の額を記した書類」 を
- 利用料その他の入居者の費用負担の額を記した書類 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第29条第5項に規定する前払金, 則 に改める。

この規則は、 公布の日から施行する

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

広島県規則第二十八号

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則

第四条中「地域事務所、広島県農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に改める。 広島県立農業技術大学校規則(昭和六十年広島県規則第五号)の一部を次のように改正す

る

管轄する地域事務所の長を経由して」を削り、同条に次のただし書を加える。 第八条中 「、その者又は親権者、未成年後見人若しくはこれらの者に準じる者の住所地を ただし、最終学校の校長が卒業見込者について作成する調査書その他の書類 (以下「調

れらの書類に代えて、調査書を提出することができる。 査書」という。) に次の各号に掲げる書類に記載すべき事項が記載されているときは、

第八条第一号中「又は卒業見込証明書及び成績証明書」を「若しくは卒業見込証明書又は」

最終学校の成績証明書

に改め、同条第二号を次のように改める。

第八条第四号を次のように改める。

第十一条第一項中「提出しなければならない。」を「提出しなければならない。 この場合 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める書類

同校の卒業証明書を併せて提出しなければならない。」に改める。

において、第八条の出願手続の際に最終学校の卒業見込証明書又は調査書を提出した者は、

農村青少年研修

を 就

農 促 進 研 研 修 修

第二十一条の表中

農村経営者研修

第二十三条に次の一項を加える。

専 門 技 紨

に改める。

別表第1 (第3条関係) 各専攻コース共通の教育科目及びその時間数

別表第一から別表第五までを次のように改める。

選定の実施について、必要な事項は校長が定める。

파	専門科目小計	熊熊戦戦の政策議議議会の政策を対して政策に対して政策を対し、政策を対し、対しなり、対対の対対を対対、対対の対対、対し、対対、対し、対、対、対、対、対、対、対、対、対、対、対、	教養科目小計	へらしと経済 へらしと法律 情報処理 資格取得ゼニ 特別活動	型皿
2	1				羅実演
240	65	30 15 15 30 30 15 15 15	75	30 30 15	7 義験習
90	90	45	0		年 寅
180	135	15 15 30 45 15	45	15 15 15	離実演 2 機銀路
45	45	45	0		年 紫
420	300	15 15 30 30 45 45 30 30 30 15 15	120	15 15 30 30 30	講実演義験習
135	135	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	00000)
555	435	15 30 30 45 90 30 45 15 15 15 15 15	120	15 15 30 30 30	뿌

別表第2 (第3条関係) 野菜コースの教育科目及びその時間数

마	野菜専攻科目小計	野菜栽培論 野菜先鵬技術論 野菜先進事例研究 農場実習 存嫁学習 卒業論文	園芸共通科目小計	植物生理育種 育種 園種 施設園芸通 施設園芸語 土壌分析と施肥設計 生物工学概論 実業毎と雑類論 学実験可認辞草	型
240	90	45 15 30	150	15 15 30 15 15 15	護実演
630	630	405 225	0		年四階
300	180	45 15 15 30 75	120	30 15 15 30 30 15	議実議 2
675	675	225 225 225 225	0		年置置
540	270	90 15 30 0 30 105	270	15 45 15 15 45 15 45 45	護実演 機験蹈
1305	1305	0 0 0 630 630 225 450	0	000000	(A) (A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B
1845	1575	90 15 30 630 255 555	270	15 45 15 45 15 45 45 45 45	빡

마	花き専攻科目小計	花き栽培論 園共装飾 花さ先端技術論 花さ先進事例研究 票場実習 卒業辦学習	園芸共通科目小計	植物生理 育種 園芸流通 施設園芸論 土壌分析と施肥設計 生物工学概論 集秀建日と雑草 農業類記演習	型
240	90	45 15 30	150	15 15 30 15 15 15 15	護実演 生 機験蹈
630	630	45 360 225	0		年習
300	180	45 15 15 30 75	120	30 15 15 30 30 15	難 機 機 整 路
675	675	225 225 225 225	0		年四元
540	270	90 0 15 30 30 30 105	270	15 45 15 15 45 15 45 45 30	講実演機験習
1305	1305	0 45 0 0 585 225 450	0	000000	が 関盟 単
1845	1575	90 45 15 30 585 255	270	15 45 15 45 15 45 45 45 30	

別表第3 (第3条関係) 花きコースの教育科目及びその時間数

果樹専攻科目小計

⋾

빡

 果樹栽培論 果樹先端技術論 果樹先進事例研究 農場実習 卒業等学習

 園芸共通科目小計

 垯

Ш

講実演 裁験習

無器

講実演義験習

洲盟

講実演 裁験習

昭

빡

 $\begin{array}{c} 15 \\ 15 \\ 15 \end{array}$

 $\begin{array}{c} 15 \\ 15 \\ 45 \\ 15 \\ 15 \\ 45 \\ 45 \\ 30 \\ \end{array}$

別表第4 (第3条関係) 日掛コーフ

果樹コースの教育科目及びその時間数

併

併

⋾

빡

別記様式第一号を次のように改める。

1845	1305	540	675	300	630	240	마 막
495	360	135	135	105	225	30	卒業論文
300	270	30	270	30			体験学習
45	45	0			45		産機械実
585	585	0	225		360		畜飼養管理実
3(0	30		15		15	畜産先進事例研究
4:	0	45		15		30	産簿記演習
15	0	15				15	産物流通
6(45	15	45			15	飼料作物
4:	0	45		15		30	家畜衛生
135	0	135		105		30	家畜繁殖生理
1:	0	15				15	家畜育種
4:	0	45		15		30	家畜飼養
15	0	15				15	家畜解剖
15	0	15				15	家畜栄養
		海路		海路			
"	洲	護果 裁験	洲 昭	觀果 機礙	洲 昭	難 機 機	型
	마 막		併	2	年	1	

別表第5 (第3条関係) 肉用牛・酪農コースの教育科目及びその時間数

(別記) 樣式第1号 (第8条関係)

広島県立農業技術大学校長

燕

入学希望者氏名

祭4 センチメートル、 横3 センチメートル、 横3 センチメートリのものとし、中年をそのご付けするいった。 写真

私は, 貴校へ入学したいので, 関係書類を添えて提出します。

		親権者, 未 これらの者に	住所		用	(ふりがな)	専攻コース	志望課程
安然 十屆	%	諸, 未成年後見人又は らの者に準じる者の氏名	-	11				
	学校						第2;	第1;
	ÝĽ						批單	計單
併	学校名・専攻科				H 1 1	7 11 11	本(型 (
Д) 誤)
卒 業			電話番号		+	Ĥ	課程 (課程 (
・卒業見込 ・修了見込			<u> </u>		7		ソース	スーニ
記込		続き柄	_		Ι			
					男・女	性別		

- H記入は,青か黒のインクで書き,数字は,算用数字を用いるこ
- 性別欄は、該当するものを で囲むこと。
- 志望課程・専攻コースは必ず第2志望まで記入すること
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする

4 ω

> に改める。 別記樣式第七号中「履修学科

> > 科 を「履修学科

科

課程」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 公布の日から施行する。

仠

田

Ш

2 開設する教育科目及びその時間数については、この規則による改正後の広島県立農業技術 (経過措置) この規則の施行の際現に在学する学生でこの規則の施行の日前に入学したものに対して

大学校規則別表第一から別表第五までの規定にかかわらず、

なお従前の例による。

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する

平成十八年四月一日

広島県規則第二十九号

広島県知事

藤

田

雄

Щ

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成十三年広島県規則第六十七 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。

第一条中 。 以下「法」という。」及び 。 以下「政令」という。」を削る。 第三条第二項を削り、 同条第三項第三号及び第四号を次のように改める。

中から指名を行う入札方式をいう。以下同じ。) を行った場合における指名されなかっ た入札参加希望者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由 公募型指名競争入札 (指名競争入札のうち、工事概要等を公告し、 入札参加希望者の

号又は名称及びその者を指名した理由 指名競争入札 (公募型指名競争入札を含む。) を行った場合における指名した者の商

第三条第三項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 る一般競争入札 (以下「総合評価一般競争入札」という。) 又は自治令第百六十七条の 十三において準用する自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により 落札者を決定する指名競争入札 (公募型指名競争入札を含む。以下「総合評価指名競争 自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定す

当該総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った理由

入札」という。) を行った場合における次に掲げる事項

場合を含む。) に規定する落札者決定基準 自治令第百六十七条の十の二第三項 (自治令第百六十七条の十三において準用する

ウ 申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由 場合を含む。) の規定により価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって

エ におけるその者を落札者とした理由 の他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合 場合を含む。) の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格そ 自治令第百六十七条の十の二第二項 (自治令第百六十七条の十三において準用する

開発事業所」に改め、同表建設工事入札契約情報広島港湾振興局閲覧所の項、 同表建設工事入札契約情報庄原閲覧所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、同表 項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「並びに同事務所建設局上下支局」を削り、 所の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、同表建設工事入札契約情報備北閲覧所の 建設工事入札契約情報竹原閲覧所の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所(建設局を除く。) 設工事入札契約情報吉田閲覧所の項を削り、同表建設工事入札契約情報東広島閲覧所の項、 まで」に改め、「(同事務所建設局吉田支局において作成したものを除く。)」を削り、同表建 を削り、同表建設工事入札契約情報芸北閲覧所 (建設局) の項中「第五項まで」を「第四項 局を除く。) の項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「及び同事務所建設局吉田支局」 建設工事入札契約情報大柿閲覧所の項を削り、同表建設工事入札契約情報芸北閲覧所(建設 項まで」に改め、「(同事務所建設局大柿支局において作成したものを除く。)」を削り、 所閲覧所の項を削り、同表建設工事入札契約情報広島中部台地総合開発事業所閲覧所の項中 建設工事入札契約情報上下閲覧所の項及び同表建設工事入札契約情報高田地方農村整備事業 の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所(建設局)の項及び建設工事入札契約情報福山閲覧 島閲覧所(建設局)の項及び建設工事入札契約情報廿日市閲覧所の項中「第五項まで」を 「広島県広島中部台地総合開発事業所」を「広島県尾三地域事務所農林局広島中部台地総合 「第四項まで」に改め、同表建設工事入札契約情報呉閲覧所の項中「第五項まで」を「第四 別表建設工事入札契約情報広島閲覧所 (建設局を除く。) の項、建設工事入札契約情報広 附則第二項中「第三条第三項第九号」を「第三条第二項第九号」に改める。 第三条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする 建設工事入札 同表

別表備考二中「第五項まで」を「第四項まで」に改める

項中「第五項まで」を「第四項まで」に改める

契約情報広島西飛行場事務所閲覧所の項及び建設工事入札契約情報広島県警察本部閲覧所の

則

とし、第五項を第四項とする改正規定、附則第二項の改正規定、別表建設工事入札契約情報 第三条第三項第三号及び第四号の改正規定、第三条中第三項を第二項とし、 この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項を削る改正規定、 第四項を第三項

自治令第百六十七条の十の二第一項 (自治令第百六十七条の十三において準用する | 広島閲覧所 (建設局を除く。) の項、建設工事入札契約情報広島閲覧所 (建設局) の項及び | 建設工事入札契約情報廿日市閲覧所の項の改正規定、別表建設工事入札契約情報呉閲覧所の 閲覧所の項の改正規定、別表建設工事入札契約情報広島中部台地総合開発事業所の項の改正 改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報芸北閲覧所 (建設局) の項の改正規定 契約情報芸北閲覧所 (建設局を除く。) の項の改正規定 (「第五項まで」を「第四項まで」に 成十八年六月一日から施行する。 広島港湾振興局閲覧所の項、建設工事入札契約情報広島西飛行場事務所閲覧所の項及び建設 規定 (「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報 工事入札契約情報広島県警察本部閲覧所の項の改正規定並びに別表備考二の改正規定は、 項の改正規定 (「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札 契約情報福山閲覧所の項の改正規定、別表建設工事入札契約情報備北閲覧所の項の改正規定 島閲覧所の項、 (建設局を除く。) の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所 (建設局) の項及び建設工事入札 (「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報庄原 (「第五項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。)、別表建設工事入札契約情報東広 建設工事入札契約情報竹原閲覧所の項、建設工事入札契約情報尾三閲覧所 平

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成十八年四月一日

広島県知 事 藤 田 雄

Щ

広島県規則第三十号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

目次中「第六十二条」を「第六十三条」に改める。 建設工事執行規則 (平成八年広島県規則第三十九号) の一部を次のように改正する

三分の二まで」を「三分の二以上百分の八十五以下」に改め、 の前に次の一項を加える。 第七条の二第一項中「(次項において」を「(以下」に改め、 同項を同条第三項とし、同項 第二項中「十分の八・五から

2 知事は、一般競争入札及び指名競争入札により工事請負契約を締結しようとする場合に おいて、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第二項 によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれが て準用する場合を含む。) に規定する当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格 あると認めるときの判断をするための調査基準価格を定めることができる。 (同令第百六十七条の十三におい

申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の十分の三以上としなければならな 第十条第二項中「保険金額 (」の下に「本項及び」を加え、同項に次のただし書を加える。 ただし、請負人が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で

は、十分の三)」を加える。 第十条第四項中「十分の一」の下に「(第二項ただし書の規定の適用がある場合にあって

第四十四条第十項の次に次の一項を加える。 第四十四条第九項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める

11 受けているときは十分の四)」とする。 の六)」とあるのは「十分の三 (第三項の規定により中間前払金の支払を受けているとき あるのは「十分の二 (第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の四)」 中「十分の四 (第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六)」と 定の適用については、第一項中「十分の四以内」とあるのは「十分の二以内」と、第五項 いるときは十分の六)」とあるのは「十分の三 (第三項の規定により中間前払金の支払を は十分の四)」と、第七項中「十分の五 (第三項の規定により中間前払金の支払を受けて と、第六項中「十分の五 (第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分 した者のうち知事が必要と認めた者であるときの第一項、第五項、第六項及び第七項の規 請負人が一般競争入札又は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みを 2 3

いて調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、十分の三)」を加える。 第五十四条の二第二項を次のとおり改める。 第五十四条第二項中「十分の一」の下に「(請負人が一般競争入札又は指名競争入札にお 第五十二条第二項及び第三項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。

2 の三)」とあるのは、「請負代金額の十分の一」と読み替えるものとする。 は指名競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用す この場合において、 同条第二項中「請負代金額の十分の一(請負人が一般競争入札又 十分

第五十七条第三項中「三・六パーセント」を「三・四パーセント」に改める。 第五十四条の三第二項中「第五十四条第二項及び第三項」を「前条第二項」に改める。 第六十二条を第六十三条とし、同条の前に次の一条を加える。 第五十七条の二第一項中「十分の一」を「百分の十五」に改める。

第六十二条 修理、補修、模様替えその他の軽易な工事のうち、次のすべての要件を満たすものについ ては、この規則を適用しない。 庁舎、公舎その他の建物 (これらに附帯する設備及び工作物を含む。) に係る

- 工事一件の請負対象設計金額が百万円未満であること
- 設計及び工事監理について特別の資格及び技術を必要とするものでないこと。 支出予算科目が需用費(修繕料)で執行するものであること。

則

(施行期日) 附

第五十七条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、同条の前に一条を加える改正規定: の改正規定、第十条の改正規定、第四十四条第九項の改正規定、第五十二条の改正規定、 附則第二項及び附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。 この規則は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七条の

(広島県契約規則の一部改正)

第三十九号) が適用されるものに限る。)」を加える。 広島県契約規則 (昭和三十九年広島県規則第三十二号) の一部を次のように改正する。 第二条第三項第一号中「建設工事」の下に「(建設工事執行規則 (平成八年広島県規則

(経過措置)

法については、 この規則の施行の際現に入札又は随意契約の執行手続が完了している建設工事の執行方 なお従前の例による。

訓 令

広島県訓令第六号

地

方

機

関庁

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤

田

雄

Щ

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

改める。 第二条第一号中「総務企画部管理総室文書法制室」を「総務部総務管理局文書法制室」 広島県文書等管理規程 (平成十三年広島県訓令第五号) の一部を次のように改正する。 に

保護条例 (平成十六年広島県条例第五十三号)」に改める。 第七条中「広島県個人情報保護条例 (平成七年広島県条例第二号)」を「広島県個人情報

第十五条第二項中「主務総室長等」を「主務局長等」に、「総務企画部長」を「総務部長. 第十条第四項中「総務企画部管理総室長」を「総務部総務管理局長」に改める

第二十三条第一項第一号中「同一総室内」を 「同一局内」 に、「他の総室」を 「他の局」

改める。 別表第二を次のように改める。

に、「主務総室長」を「主務局長」に、「総室長専決」を「局長専決」に改める。

第二十四条第一項中「総室長専決」を「局長専決」に、「主務総室長」を「主務局長」に 別表第2 (第26条関係)

県民生活部	政策企画部	総務部	出納長室	部等	
地交別が高端の変域では、東京 一般	企画調整局 研究開発推進室	然鄉然 所有行為 內國人 內國人 內國人 中國人 中國人 中國人 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國 中國	出納総務室 審查指導室 用度室	室	
地交統統市権地交 暴文消人青大私危保通子 青土交総対管調行推推定 総協生共安企振管安管対 対利安	研開調	総文人行福職財財営税稅情秘国広行総法事管利推政管繕務シ政書際報情	出審用 総指政	文書記号	

農林水産部	商工労働部	福祉保健部	環境部
職職	商工の商品の を は の は の は の は の は の は の は の は の は の	福留保護を選出を担害を関している。 国のののでは、おおいととのでは、おおいとのでは、おおいとのでは、関目ののでは、関係を関係のののでは、関係を関係のののでは、対し、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対ののでは、対のでは、対のでは、対のでは、	環境政策室 環境対策室 環境調整室 自然環境保全室 循環型社会推進室 堆業廃棄物対策室
農農団技農食農畜水漁漁農土農総活検振経流振振振調整整改業	商商経計労雇職産新地立国観総金支検福対能振振振物ビ振	福健国ごご医医保生食被蒸光社降高介泉総菌医夢家看対対衛衛毒務福援支支護病	環環環自循産地政対調保推廃環

不成十八年四月一日、広島県公印規程の一部	広島県訓令第七号	この訓令は、公布の日	체	/総務部総務管理局文書法制室長「総務企画部管理総室文書法制室	別記様式第十号中「懿	別記様式第二号中【影問】	空港港湾部	都市部	十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	
日部を改正する訓令を次のように定める。		の日から施行する。		柯	総務企画部管理総室文書法制室長	を「画版」	空港振興室 港湾管理室 港湾企画整備室	部市総務室 部市市公園室 村市 中国 全国	大士 然是也称较为现代, 然在这些物格的通道 然在一个的。 全年, 全年, 全年, 全年, 全年, 全年, 全年, 全年,	農村基盤室 林業振興室 森林保全室 治山室
地:	本			部 総室 室長」に改め、	室長 部 総室	に改める。	公港港 張館全	都都都下建住総企整水指宅	土建用技技道道道道简词分砂総産地企指河企整保理企人防	「「「「」」「「」」「「」」「「」」「」「」」「」「」」「」」「」
方 機 関 <i>、</i>	庁			□ に、「鬱脚、同様式の注2中	室室原」を					

平成18年4月1日 (土曜日)	囚	島県	報 (号外)			第62号
" "	「環境生活部危機管理総室危機管理室 室危機管理室 " 他 " 福祉保健部管理総室援 護恩給室 」	II	" "	" "	総務企画部管理総室人 事室 」	改める。 「総務企画部管理総室文 「総務企画部管理総室文 「総務企画部管理総室文 「総務部 書法制室 書法制室 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	亲第二項中 宗公印規程 公島県公印#
= =	「県民生活部危機管理局 危機管理室 " " " 福祉保健部社会福祉局 社会援護室	方 27	方 14 "	方 27 方 14	総務部総務管理局 室 方 14 総	影務管	「総務企画部管理総室文書法制室」を(昭和三十八年広島県訓令第二十二号)規程の一部を改正する訓令 広島
広島地域事務所建設局 大柿維持管理分室 広島地域事務所建設局 吉田維持管理分室 」	森 『	総務部秘書広報局国際 室	総務部財務局税務室 総務部財務局情報政策 室	第3年 総務企画部秘書広報総 室国際企画室 総務企画部情報総室情 総務企画部情報総室情	理局人事 」 総務企画部財務総室税 發受	「総務部総務管理局文書」 以法制室 」 管理局文書	法制室」を「総務部総務管第二十二号)の一部を次の広島県知事 藤
を削り、同表の3中			ΙĆ	を		に改め、同表の2中	「総務部総務管理局文書法制室」にの一部を次のように改正する。 島県知事 藤 田 雄 山
" 「広島県病害虫防除所長 「広島県西部病害虫防除所長 広島県東部病害虫防除所長 広島県北部病害虫防除所長	Γ " "	「広島県地域事務所長 ″	2 2	同表の12を同表の10とし、同表 「公⊪帰港域珊務所版 "	削り、同表の12中	' " " " "	「総務企画部管理総室文 「書法制室 や総務企画部管理総室人 を 事室 」
= = = =	= = =	方 _# 15	= =	同表の13を同表の11とし、 お 15	」 / 內別主 「総務企画部管理総室文 書法制室	を : :	総務部総務管理局文書 法制室 総務部総務管理局人事 室
広島地域事務所建設局 吉田維持管理分室 」 病 害 虫 防 除 所」 * 病 害 虫 防 除 所」 * 有 部 病 害 虫 防 除 所 東 部 病 害 虫 防 除 所 」 北 部 病 害 虫 防 除 所」	L	総務部財務局税務室 ″	_	下画思对務際知表 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	』主 「総務部総務管理局文書」 」 法制室	高地場事務所建設同 特維持管理分室 島地域事務所建設局 田維持管理分室 」 知維持管理分室 」	国文書 国人事 に改め、 国上はまなのである。
に、を i	を 削 改 り、 め、			を	質増同外書 に改め、	め、同表の10、11及8月10、11及10、11及10、110人10人10人10人10人10人10人10人10人10人10人10人10人	

出納員

広島県広島西飛行場事務所 . 広島県消防学校出納員

「広島県消防学校出納員 広島県西部農業技術指導所

出納員

広島県広島西飛行場事務所 出納員

=

ন

問問

飛行場事務所」

= =

跙

먨

景業

技術指

神所

に改め、

同表の15

巡

쮼

邭

校

1 湍

邮配用

飛行場事務所

쮼

邭

校

を

同表の12とし、

同表の15中

長 広島県北部農業技術指導所 長

=

岩

いいに

牃

技術指導所

=

東

먨

丰辰

業技術指導所

=

跙

먉

脈

業技術指

河郭 刑

「広島県西部農業技術指導所

長 広島県東部農業技術指導所

「広島県農業改良普及センタ

=

農業改良普及センター

を

加速

「広島県広島港湾振興局長

=

ন

畖

港

凯

歳 温

ľĆ

部総務管理局文書法制室長

燕

に改める。

則

この訓令は、

公布の日から施行する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中

「総務企画部管理総室文書法制室長

燕

を 「総務 同表の13とし、

同表の16を同表の14とし、

同表の17

「土木建築部都市局建築

を

「都市部都市事業局建築 指導室 」

に改め、

同表の17を同表の15とする。

総室建築指導室

「広島県広島港湾振興局長

>

広 島 港 湾 振 興 局 広島地域事務所建設局 大柿維持管理分室 」

を

告

平成八年広島県告示第百二十九号 (政府調達協定に係る苦情の処理手続) の一部を次のよ

号)」を「(平成十八年一月二十三日総務省告示第四十号)」に改める。 第九号の1中「自治大臣」を「総務大臣」に、 「(平成一二年一月二十五日自治省告示第十

に改め、 同表の14 を

電話 (〇八二) 二二八 - 二二六九 (直通)

7 広島県政府調達苦情検討委員会事務局 政府調達苦情処理についての問い合わせ先及び苦情の受付先 (総務部財務局財産管理室)

F 電話 (〇八二) 二二八 - 二一六九 (直通 〒七三〇 - 八五一一 AX (〇八二) 二三四-広島市中区基町一〇 - 五二

_ 三 五

広島県告示第三百九十九号

情報)の一部を次のように改正する。 平成十七年広島県告示第五百二十1 号 (口頭による開示請求を行うことができる保有個

平成 十八年四月一日

薦入学試験 県立広島大学推

を

表中

広島県告示第三百九十八号

うに改正する。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

- 政府調達苦情処理についての問い合わせ先及び苦情の受付先 広島県政府調達苦情検討委員会事務局 (総務部管財課

〒七三〇 広島市中区基町一〇-五1

を

FAX (O八二) 五〇二 - O六五二

に改める。

広島県知事 田

示

16

人

藤

雄

Щ

める。 Ξ を行う指定管理者を次のとおり指定した。 広島県告示第四百号 |十八号) 第三条の規定によって、 1 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第 2 歯科技工士試験 学試験 歯科技工士試験 学試験 別選抜入学試験県立広島大学特 指定した年月日 平 指定を受けた者 平成十八年四月一日 管理の期間 平成十八年三月三十日 -成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 主たる事務所の所在地 名称及び代表者の氏名 社会福祉法人 広島県福祉事業団 東広島市八本松町米満一九八番 小論文又は現代日本語の得点、 小論文又は現代日本語の得点を合計した得点 (合否判で、 書類審査の得点を合計した得点 (一面接の成績が得点化されている学科に限る。) 並びに推薦入 一方で、 一方ではいる。 (一方ではいる。) 及定に利用した学科に限る。) がった。 (一方では、 評価) 科目別得点、 科目別得点、 同 同 総合得点 面接の成績 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター の管理 (段階 理事長 を ビ に 新木 広島県知事 「技術総務室」 弘 藤 を「技術企画室」 田 雄 に改 Ш Ξ Ξ り指定した。 広島県告示第四百一号 広島県告示第四百三号 次のとおり指定した。 広島県告示第四百二号 二十八号) 第三条の規定によって、 一十八号) 第三条の規定によって、 2 1 2 1 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第 行政区画の変更に伴い、 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 平成十八年四月一日 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 管理の期間 平成十八年三月三十日 指定した年月日 指定を受けた者 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 管理の期間 指定した年月日 指定を受けた者 平成十八年四月一日 平成十八年三月三十日 東広島市八本松町米満一九八番 主たる事務所の所在地 社会福祉法人 名称及び代表者の氏名 東広島市八本松町米満一九八番 主たる事務所の所在地 社会福祉法人 名称及び代表者の氏名 広島県福祉事業団 広島県福祉事業団 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第九条第一項の規定によ 広島県立福山若草園の管理を行う指定管理者を次のとお 広島県立心身障害者コロニー の管理を行う指定管理者を 理 理 事長 事長 新木 新木 広島県知事 広島県知事 弘 弘 (平成十六年広島県条例第 藤 藤 田 田 雄 雄

Щ

Щ

る

る県道路線の認定の公示内容に変更を生じたので、次の告示中の字句を表のとおり変更する。 平成十八年四月一日

昭和四十年広島県告示第二百五十九号

広島県知事 藤 田 雄

Ш

番整 号理 六 新旧別 新 旧 吉田邑南線 吉田瑞穂線 路 線 名 高田郡吉田町 安芸高田市吉田町 起 点 安芸高田市美土里町県界 高田郡美土里町県界 終 点

平成六年広島県告示第四百六号

_ 番整 号理 新旧別 旧 新 奥出雲高野線 横田高野線 路 線 名 比婆郡高野町 庄原市高野町 終 点 婆郡高野町島根県界)起点島根県仁多郡横田町 庄原市高野町島根県界)起点島根県仁多郡奥出雲町 備 考 (県内起点比 (県内起点

Ξ 平成八年広島県告示第四百六十九号

番整 号理 〇 九 新旧別 旧 新 邑南高宮線 瑞穂高宮線 路 線 名 宮町高田市高 高田郡高宮町 終 点 | 町田郡美土里 土里町田市美 重要な経過地 士里町島根県界) (県内起点安芸高田市 起点島根県邑智郡邑南 町島根県界) (県内起点高田郡美土里起点島根県邑智郡瑞穂町 備 考 市南美町

広島県告示第四百四号

同種の住宅の家賃額及び改良住宅にあっては法定限度額を、次のとおり定めた。 広島県県営住宅における平成十八年度の住宅ごとの家賃額並びに公営住宅にあっては近傍

域事務所建設局廿日市支局、 び法定限度額は省略し、 域事務所建設局、 なお、住宅ごとの収入区分別の詳細な家賃額並びに住戸ごとの近傍同種の住宅の家賃額及 同福山地域事務所建設局及び同備北地域事務所建設局において縦覧に供す その関係図書を広島県都市部都市事業局住宅室並びに広島県広島地 同呉地域事務所建設局、 同東広島地域事務所建設局、 同尾三地

平成十八年四月一日

公営住宅

広島県知事 藤 田 雄 Ш

- 県営下大町住宅	県営西山本住宅	県営青原住宅	県営福島住宅	県営西観音住宅	県営東観音住宅	県営比治山住宅	県営鯉港住宅	県営宇品住宅	県営平林住宅	宅	県営牛田住宅	県営新山住宅	層住宅 県営長寿園北高	県営基町住宅	県営吉島東住宅	県営吉島住宅	県営舟入住宅	住宅の名称
大町西二丁目	広島市安佐南区 山本四丁目	祗園五丁目 広島市安佐南区	町二丁目広島市西区福島	音町に島市西区西観	町に島市西区観音	山本町 広島市南区比治	西二丁目 広島市南区宇品	東一丁目広島市南区宇品	品四丁目 広島市東区上温	新町二丁目広島市東区牛田	新町二丁目広島市東区牛田	新町三丁目広島市東区牛田	北町に自島	広島市中区基町	東一丁目広島市中区吉島	新町二丁目広島市中区吉島	南三丁目 広島市中区舟入	位置
九、一〇〇円から四一、七〇〇円まで	九、四〇〇円から六九	一七、五〇〇円から七三、三〇〇円まで	一〇、二〇〇円から八三、一〇〇円まで	二一、〇〇〇円から五一、八〇〇円まで	二〇、八〇〇円から一〇二、八〇〇円ま	二二、二〇〇円から五八、八〇〇円まで	- 、三〇〇円から三四、一〇〇円まで	一、 〇〇円から三八、七〇〇円まで	二三、六〇〇円から七四、八〇〇円まで	二四、二〇〇円から九二、〇〇〇円まで	一一、三〇〇円から二八、六〇〇円まで	二一、六〇〇円から八〇、五〇〇円まで	一、七〇〇円から三七、九〇〇円まで	九、二〇〇円から二六、一〇〇円まで	二二、一〇〇円から五七、三〇〇円まで	八、一〇〇円から六五、二〇〇円まで	一四、〇〇〇円から三一、八〇〇円まで	家賃額
四一、七〇〇円	六九、三〇〇円	七三、三〇〇円	八三、一〇〇円	五一、八〇〇円	011、八00円	五八、八〇〇円	四、 00円	三八、七〇〇円	七四、八〇〇円	九二、〇〇〇円	二八、六〇〇円	八〇、五〇〇円	三七、九〇〇円	二六、一〇〇円	五七、三〇〇円	六五、二〇〇円	田〇〇〉 川川	家賃額 (最高額)近傍同種の住宅の

六四、五〇〇円	二〇、五〇〇円から六四、五〇〇円まで	安芸郡坂町	宅学平成ヶ浜住
六五、七〇〇円	一九、六〇〇円から六五、七〇〇円まで	安芸郡坂町	県営坂住宅
二0、六00円	八、七〇〇円から二〇、六〇〇円まで	安芸郡熊野町	県営西熊野住宅
一九、六00円	七、二〇〇円から一一九、六〇〇円まで	安芸郡熊野町	県営熊野住宅
四一、三〇〇円	一六、六〇〇円から四一、三〇〇円まで	安芸郡海田町	宅富海田月見住
四七、七〇〇円	七、三〇〇円から四七、七〇〇円まで	安芸郡海田町	県営海田住宅
五三、〇〇〇円	一八、四〇〇円から五三、〇〇〇世まで	田哥部群岛	県営東海田住宅
三七、八〇〇円	一六、〇〇〇円から三七、八〇〇円まで	目のさいが丘五丁広島市安佐北区	住宅のさひが丘
四九、四〇〇円	一四、七〇〇円から四九、四〇〇円まで	亀崎三丁目、同 真亀二丁目、同 真亀二丁目、同 真亀二丁目、同 同 東色二丁目、同 同 東色二丁目、同 同 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	県営高陽住宅
六九、一〇〇円	一一、八〇〇円から六九、一〇〇円まで	亀山南四丁目広島市安佐北区	県営虹山住宅
四三、五〇〇円	八、二〇〇円から四三、五〇〇円まで	可部東一丁目広島市安佐北区	県営東山住宅
三四、九〇〇円	一四、二〇〇円から三四、九〇〇円まで	八木六丁目 広島市安佐南区	県営別所住宅
六九、三〇〇円	二一、七〇〇円から六九、三〇〇円まで	八木五丁目 広島市安佐南区	県営城山住宅
六〇、九〇〇円	二一、五〇〇円から六〇、九〇〇円まで	八木四丁目 広島市安佐南区	県営梅林住宅
六七、四〇〇円	一八、二〇〇円から六七、四〇〇円まで	八木三丁目 広島市安佐南区	県営緑丘住宅
五四、一〇〇円	一四、四〇〇円から五四、一〇〇円まで	上安五丁目広島市安佐南区	県営安佐住宅
六一、九〇〇円	二五、〇〇〇円から六一、九〇〇円まで	上安二丁目広島市安佐南区	宅 第二上安住
七、 00円	二二、六〇〇円から一一七、一〇〇円まで	上安二丁目広島市安佐南区	県営上安住宅

																T				
県営廿日市住宅	県営玉の井住宅	県営田の浦住宅	住宅第二丸子山	県営丸子山住宅	県営成井住宅	県営宮原住宅	県営長浜住宅	県営小坪住宅	県営広住宅	宅第三焼山住	県営宮ケ迫住宅	県営昭和住宅	県営此原住宅	県営鍋山住宅	県営豊栄住宅	県営阿賀住宅	県営警固屋住宅	県営寺迫住宅	県営登町住宅	県営二河住宅
東、同阿品台西廿日市市阿品台	一丁目 十日市市六本松	10000000000000000000000000000000000000	竹原市竹原町	竹原市竹原町	竹原市下野町	竹原市下野町	目市広長浜三丁	丁目 同広小坪二 呉市広小坪一丁	目市広本町二丁	目開作出東一丁	二丁目 呉市焼山宮ヶ迫	丁目 呉市焼山政畝三	吳市燒山此原町	目市警固屋一丁	目間開育一丁	目間開南六丁	目	吳市和庄一丁目	呉市和庄登町	目 吳市西中央四丁
一七、二〇〇円から五八、二〇〇円まで	で 000円から 五、四00円ま	で、八〇〇円から一一九、二〇〇円ま	一四、一〇〇円から四三、九〇〇円まで	一五、八〇〇円から八七、八〇〇円まで	、七〇〇円から 〇〇、三〇〇円ま	五、二〇〇円から三二、五〇〇円まで	二〇、一〇〇円から六六、三〇〇円まで	一一、八〇〇円から四一、一〇〇円まで	二〇、九〇〇円から六四、二〇〇円まで	一〇、六〇〇円から二二、二〇〇円まで	九、五〇〇円から二九、四〇〇円まで	一〇、二〇〇円から三六、六〇〇円まで	、四〇〇円から七九、五〇〇円まで	一八、三〇〇円から六八、〇〇〇円まで	一五、五〇〇円から一二五、八〇〇円ま	一七、八〇〇円から八三、九〇〇円まで	六、三〇〇円から一九、五〇〇円まで	六、六〇〇円から二二、七〇〇円まで	六、二〇〇円から四五、五〇〇円まで	一七、六〇〇円から四九、五〇〇円まで
五八	五 五 二	一 一 九	四三	八七、	100′	=	六六、	四一、	六四、	=	二九	三六	七九、	六八	五	八	_ し 九		四五、	四九
-100円	四〇〇円	二〇〇円	九〇〇円	八〇〇円	三〇〇円	五〇〇円	三〇〇円	- 00円	100円	二〇〇円	四〇〇円	六〇〇円	五〇〇円	000円	八〇〇円	九〇〇円	五〇〇円	七00円	五〇〇円	五〇〇円

県営三美園住宅	県営久保住宅	県営栗原住宅	宅 宗言和手崎住	県営古浜住宅	住宅のぞみが浜	県営皆実住宅	県営円一住宅	県営宗郷住宅	県営須波住宅	県営明神住宅	県営七宝住宅	県営倉之内住宅	県営中之町住宅	県営東町住宅	県営西高屋住宅	県営平岩住宅	県営御薗宇住宅	県営諏訪住宅	県営東栄住宅	県営北栄住宅	県営大竹住宅	県営地御前住宅
尾道市美ノ郷町	尾道市防地町	尾道市栗原町	尾道市手崎町	尾道市古浜町	尾道市古浜町	三原市皆実五丁	丁目三原市円一町五	目原市宗郷四丁	三原市須波西町	目原市明神三丁	三原市沼田東町	丁目三原市中之町三	丁目三原市中之町二	目原市東町三丁	美が丘九丁目東広島市高屋高	東広島市西条町	東広島市西条町	北町東広島市西条東	目 大竹市東栄一丁	大竹市北栄	目が計形派一丁	1 日市市地御前
八、一〇〇円から一九、二〇〇円まで	七、四〇〇円から一七、三〇〇円まで	一四、四〇〇円から六七、三〇〇円まで	五、九〇〇円から二〇、二〇〇円まで	一五、二〇〇円から四六、一〇〇円まで	七、八〇〇円から五五、五〇〇円まで	一八、四〇〇円から七〇、〇〇〇円まで	一七、六〇〇円から四七、八〇〇円まで	一四、一〇〇円から四五、六〇〇円まで	一三、二〇〇円から三〇、九〇〇円まで	一一、六〇〇円から二六、三〇〇円まで	一八、四〇〇円から八三、四〇〇円まで	八、〇〇〇円から五四、九〇〇円まで	一七、六〇〇円から五四、九〇〇円まで	、三〇〇円から三 、六〇〇円まで	二二、四〇〇円から八六、七〇〇円まで	一六、二〇〇円から八三、九〇〇円まで	二、六〇〇円から二五、二〇〇円まで	一六、七〇〇円から六八、九〇〇円まで	一五、九〇〇円から三九、九〇〇円まで	一五、七〇〇円から三五、七〇〇円まで	一三、七〇〇円から三四、六〇〇円まで	一五、四〇〇円から六二、五〇〇円まで
一九、二〇〇円	一七、三〇〇円	六七、三〇〇円	100円	四六、一〇〇円	五五、五〇〇円	七0、000円	四七、八〇〇円	四五、六〇〇円	三〇、九〇〇円	二六、三〇〇円	八三、四〇〇円	五四、九〇〇円	五四、九〇〇円	三二、六〇〇円	八六、七〇〇円	八三、九〇〇円	五二〇〇円	六八、九〇〇円	三九、九〇〇円	三五、七〇〇円	三四、六〇〇円	六二、五〇〇円
県営府中住宅	県営南松永住宅	県営神村住宅	県営駅家住宅	県営蔵王住宅	完営城興ケ丘住	県営日吉台住宅	県営引野住宅	県営高屋住宅	県営向ケ丘住宅	県営北美台住宅	県営吉津住宅	県営南泉住宅	県営泉住宅	県営港町住宅	県営城東住宅	県営室屋住宅	県営小田浦住宅	県営土生住宅	県営高須住宅	県営肥浜住宅	県営向東住宅	県営新高山住宅
県営府中住宅 府中市土生町	県営南松永住宅 一丁目 福山市南松永町	ļ_	県営駅家住宅福山市駅家町	県営蔵王住宅 六丁目 福山市南蔵王町	宇宮城興ケ丘住 福山市城興ヶ丘	県営日吉台住宅 石山市日吉台二	県営引野住宅 福山市引野町南	県営高屋住宅 四丁目 福山市引野町北	+-	+	県営吉津住宅					県営室屋住宅 町 尾道市因島中庄	県営小田浦住宅町			県営肥浜住宅 尾道市向東町	県営向東住宅 尾道市向東町	県営新高山住宅 三丁目
		ļ_					福山市引野町		+-	福山市北美台 八、六〇〇円から一七、							₩-					

平成十八年四月一日

島県条例第十三号)第十四条第三項の規定によって、次のように定めた。

十八年度の数値 (以下「数値」という。) を広島県県営住宅設置及び管理条例 (平成九年広公営住宅法施行令 (昭和二十六年政令第二百四十号) 第二条第一項第四号に規定する平成

広島県告示第四百五号

県営高木住宅	府中市高木町	一六、七〇〇円から六四、七〇〇円まで	六四、七〇〇円
県営粟屋住宅	三次市粟屋町	一二、三〇〇円から四八、六〇〇円まで	四八、六〇〇円
県営三次住宅	三次市畠敷町	八、六〇〇円から二一、二〇〇円まで	
県営王之段住宅	三次市畠敷町	一四、三〇〇円から四二、一〇〇円まで	四二、一〇〇円
県営西三次住宅	四丁目 三次市十日市西	三、〇〇〇円から六五、〇〇〇円まで	六五、〇〇〇円
県営八次住宅	三次市南畑敷町	一四、七〇〇円から六八、三〇〇円まで	六八、三〇〇円
県営本町住宅	丁目在原市西本町二	一一、五〇〇円から三四、二〇〇円まで	
宅県営本町上野住	丁目庄原市東本町一	一三、五〇〇円から三七、八〇〇円まで	三七、八〇〇円
宅	丁目庄原市東本町四	一五、二〇〇円から五四、九〇〇円まで	五四、九〇〇円

改良住宅

一八、五〇〇円	へ、五〇〇円まで	一三、三〇〇円から一八、五〇〇円まで	Ξ	町一丁目広島市西区福島	県営福島西住宅
二二、九〇〇円	一〇〇円まで	一三、二〇〇円から二二、一〇〇円まで	=	町一丁目広島市西区福島	県営福島北住宅
、六〇〇円	、六〇〇円まで	一三、七〇〇円から二二、六〇〇円まで	=	内町一丁目広島市西区小河	県営小河内住宅
二六、三〇〇円	三〇〇円まで	六、二〇〇円から二六、三〇〇円まで	六	島町に島市中区西白	層住宅
額) 無定限度額 (最高	額	家賃		位	住宅の名称

広島県知事 藤 田 雄 山

																										-
																								白	主公 言営	区分
県営城山住宅	県営梅林住宅	県営緑丘住宅	県営安佐住宅	宅	県営上安住宅	県営下大町住宅	県営西山本住宅	県営青原住宅	県営福島住宅		県営西観音住宅	県営東観音住宅	県営比治山住宅	県営鯉港住宅	県営宇品住宅	県営平林住宅	宅場件田高層住	県営牛田住宅	県営新山住宅	層住宅。		県営基町住宅	県営吉島東住宅	県営吉島住宅	県営舟入住宅	住宅の名称
広島市安佐南区八木五丁目	広島市安佐南区八木四丁目	広島市安佐南区八木三丁目	広島市安佐南区上安五丁目	広島市安佐南区上安二丁目	広島市安佐南区上安二丁目	広島市安佐南区大町西二丁目	広島市安佐南区山本四丁目	広島市安佐南区祇園五丁目	広島市西区福島町二丁目		広島市西区西観音町	広島市西区観音町	広島市南区比治山本町	広島市南区宇品西二丁目	広島市南区宇品東一丁目	広島市東区上温品四丁目	広島市東区牛田新町二丁目	広島市東区牛田新町二丁目	広島市東区牛田新町三丁目	広島市中区白島北町		広島市中区基町	広島市中区吉島東一丁目	広島市中区吉島新町二丁目	広島市中区舟入南三丁目	位置
O· \\	〇・八 九 一	O· \/ \/ =	O·八 三 二	〇・八七二	〇・八七二	〇・八二九〇	〇・八五〇三	〇・八五〇 -	〇・八八六七	〇・九三六七	〇・九〇二九	〇・九六三三	〇・九三九二	〇・九〇〇六	〇・八八七七	〇・八四五〇	〇・九四五七	〇・八八 四	〇・九〇三一	〇・九六六三	〇・九一六三	〇・八九三五	〇・八七八四	〇・九一〇四	〇・九〇七六	数值
									号館までに適用一〇号館から二八	一号館に適用										用改良後の住戸に適						備考

	〇・八四〇三	呉市焼山宮ヶ迫二丁目	県営宮ケ迫住宅
	○・八三二、	呉市焼山政畝三丁目	県営昭和住宅
号館までに適用	〇・八五〇七	吳市燒山此原町	県営此原住宅
一号館に適用	0・九00七		
	〇・八六六七	呉市警固屋一丁目	県営鍋山住宅
	〇・九二四一	呉市阿賀南一丁目	県営豊栄住宅
	〇・九一六一	呉市阿賀南六丁目	県営阿賀住宅
	〇・八四一七	呉市警固屋八丁目	県営警固屋住宅
	〇・九〇〇九	呉市和庄一丁目	県営寺迫住宅
	0.40三八	呉市和庄登町	県営登町住宅
	〇・九二六三	呉市西中央四丁目	県営二河住宅
	〇・九八八一	安芸郡坂町	宅学平成ヶ浜住
	〇・九二四二	安芸郡坂町	県営坂住宅
	〇・九〇一九	安芸郡熊野町	県営西熊野住宅
宅に適用高層耐火構造の住	〇・九七二九	マッコンまで観光田田田	少官熊里化宫
宅に適用中層耐火構造の住	〇·九三九	安芸耶熊野叮	是
	〇・八八八三	安芸郡海田町	宅場海田月見住
	〇・八八七七	安芸郡海田町	県営海田住宅
	〇・八九一七	安芸郡海田町	県営東海田住宅
	〇・八三四八	広島市安芸区船越一丁目	県営船越住宅
	〇・七九三五	丁目 広島市安佐北区あさひが丘五	住宅のさひが丘
	〇·八〇九八	同亀崎二丁目、同亀崎三丁目同真亀四丁目、同真亀二丁目、同真亀二丁目、同真亀二丁目、広島市安佐北区落合三丁目、	県営高陽住宅
	〇・七九二六	広島市安佐北区亀山南四丁目	県営虹山住宅
	〇・七九一七	広島市安佐北区可部東一丁目	県営東山住宅
	〇·八 〇九	広島市安佐南区八木六丁目	県営別所住宅

具市広小坪一丁目、 同広小坪 〇・八五一五九 具市広小坪一丁目、 同広小坪 〇・八九〇六 円原市 円度市 円度市	県営須波住宅	県営明神住宅	県営七宝住宅	県営倉之内住宅	県営中之町住宅	県営東町住宅	県営西高屋住宅	県営平岩住宅	県営御薗宇住宅	県営諏訪住宅	県営東栄住宅	県営北栄住宅	県営大竹住宅	県営地御前住宅	県営廿日市住宅	県営玉の井住宅	県営田の浦住宅	住宅	県営丸子山住宅	· 學當 历 井 伯 宇		県営宮原住宅	県営長浜住宅	県営小坪住宅	県営広住宅	宅営第三焼山住
・ ハス カー	三原市須波西町	三原市明神三丁目	三原市沼田東町	三原市中之町三丁目	三原市中之町二丁目	三原市東町三丁目	東広島市高屋高美が丘九丁目	東広島市西条町	東広島市西条町	東広島市西条東北町	大竹市東栄一丁目	大竹市北栄	l —	丁		廿日市市六本松一丁目	竹原市本町二丁目	竹原市竹原町	竹原市竹原町	1	竹泉市下予丁	竹原市下野町	呉市広長浜三丁目		呉市広本町二丁目	
	•	•		•	٠ ا	•	•	٠ ا	•			•			•	•		•	•	・八九四八	・九四四八	•	·	八	· 九	•

	県営南泉住宅		県営泉住宅	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	影响的人生的	県営城東住宅	県営室屋住宅	県営小田浦住宅	県営土生住宅	県営高須住宅	県営肥浜住宅	県営向東住宅	県営新高山住宅	県営三美園住宅	県営久保住宅	県営栗原住宅	宅皇吉和手崎住	県営古浜住宅	住宅のぞみが浜	県営皆実住宅	県営円一住宅	県営宗郷住宅
	福山市山手町五丁目		福山市山手町六丁目	礼 L 〒 注 田 - 三 · 頁	加工工件可定置	福山市本町	尾道市因島中庄町	尾道市因島重井町	尾道市因島土生町	尾道市高須町	尾道市向東町	尾道市向東町	山三丁目 尾道市新高山二丁目、同新高	尾道市美ノ郷町	尾道市防地町	尾道市栗原町	尾道市手崎町	尾道市古浜町	尾道市古浜町	三原市皆実五丁目	三原市円一町五丁目	三原市宗郷四丁目
〇・八三四三	〇・八八四三	〇・八四一三	〇・八四九二	〇・九六〇六	()・九()()	〇・九三三九	〇・八七八一	〇・八八五五	〇・九二五〇	〇・九 九	〇・八七〇五	〇・八四三二	〇・八六五〇	〇・八七二九	〇・八六六四	〇・八八五五	〇・八九二三	〇・九一四二	〇・九〇四九	〇・八七六一	〇・九一七八	〇・九〇三八
号館までに適用	適用では、二二号館に、二二号館、二二号館、二二号館、二二号館、二二号館、二二号館、二二号	に適用 まで及び二七号館 日		宅に適用高層耐火構造の住	宅に適用中層耐火構造の住																	

	1	主改宅良																						
県営小河内住宅	層住宅表園百高		宅 果営本町大歳住	宅	県営本町住宅	県営八次住宅	県営西三次住宅	県営王之段住宅	県営三次住宅	県営粟屋住宅	県営高木住宅	県営府中住宅	県営南松永住宅	県営神村住宅	県営駅家住宅	県営蔵王住宅	宅場域興ケ丘住	県営日吉台住宅	県営引野住宅	県営高屋住宅		県営向ケ丘住宅	県営北美台住宅	県営吉津住宅
広島市西区小河内町一丁目	広島市中区西白島町		庄原市東本町四丁目	庄原市東本町一丁目	庄原市西本町二丁目	三次市南畑敷町	三次市十日市西四丁目	三次市畠敷町	三次市畠敷町	三次市粟屋町	府中市高木町	府中市土生町	福山市南松永町一丁目	福山市神村町	福山市駅家町	福山市南蔵王町六丁目	福山市城興ヶ丘	福山市日吉台二丁目	福山市引野町南一丁目	福山市引野町北四丁目		福山市水吞向丘	福山市北美台	福山市北吉津町三丁目
〇· 九 三 五	〇・九六四二	〇・九一四二	〇・八七〇六	〇・八六六一	〇・八九六三	〇・八六三四	〇・八二九七	〇・八六八二	〇・八四一四	0.七 五0	〇・八九一七	〇・八五三五	〇・八九九六	〇・八三四四	0: !!!</td <td>〇・八七三四</td> <td>〇・八四二六</td> <td>〇・八九五三</td> <td>〇・八一八六</td> <td>〇・九三七七</td> <td>〇・九〇五九</td> <td>〇・八五五九</td> <td>OIIホン・O</td> <td>〇・八九八九</td>	〇・八七三四	〇・八四二六	〇・八九五三	〇・八一八六	〇・九三七七	〇・九〇五九	〇・八五五九	OIIホン・O	〇・八九八九
	用改良後の住戸に適																				に適用三号館及び四号館	号館に適用 一五号館及び一六 一号館、二号館、		

県営福島北住宅 | 広島市西区福島町一丁目 県営福島西住宅 広島市西区福島町一丁目 〇・九〇六八 〇・八九七八

広島県告示第四百六号

第二項の規定によって、次の駐車場の使用料 (以下「基本使用料」という。) 及び高額所得 広島県県営住宅設置及び管理条例 (平成九年広島県条例第十三号) 第五十四条第一項及び

平成十八年四月一日

者の駐車場の使用料 (以下「高額所得者使用料」という。) を定めた。

広島県知事 藤 田 雄

Щ

=

平成十八年四月一日に設置する県営住宅駐車場の基本使用料及び高額所得者使用料

車場平成ヶ浜住宅駐 駐車場の名称 安芸郡坂町 位 置 (月 額 使 ξ 000円 用 料 (月額) 高額所得者使用料 ₹ 八〇〇円

場 県営田の浦住宅駐車 竹原市本町二丁目 二、四〇〇円 <u>_</u> 七00円

広島県告示第四百七号

営住宅及び県営住宅駐車場 (県営第二上安住宅及び県営平成ヶ浜住宅に係るものを除く。) 地方自治法施行令 (昭和) 一十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によって、県

の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

委託を受けた者

名称

広島県住宅供給公社

2

広島市中区大手町二丁目一一番一五号

委託した年月日 (委託期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

広島県告示第四百八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第

二十八号) 第三条の規定によって、県営住宅及び県営住宅駐車場 (県営第二上安住宅及び県 営平成ヶ浜住宅に係るものを除く。) の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

広島県知事

藤

田

雄

Щ

平成十八年四月一日

指定を受けた者

名称及び代表者の氏名

広島県住宅供給公社 理事長

田 宮 征

海

主たる事務所の所在地

2

広島市中区大手町二丁目一一番一五号

指定した年月日

平成十八年四月一日

管理の期間

Ξ

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

広島県告示第四百九号

管理委託港湾施設使用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月一日

管理委託港湾施設の使用基準の一部を改正する告示

広島県知事

藤

田

雄

Щ

管理委託港湾施設使用基準 (平成十三年広島県告示第三百七十四号) の一部を次のように

改正する。

題名を次のように改める。

指定管理者等管理港湾施設使用基準

下「条例」という。) 第十五条第三項に定める指定管理施設及び県が」に改める。 第一条中「県が」を「広島県港湾施設管理条例 (昭和二十八年広島県条例第三十六号。 以

第二条第一号を次のように改める。

湾施設をいう。 施設 指定管理施設及び県が株式会社ひろしま港湾管理センターに管理を委託する港

第二条中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える

指定管理者等 第四号に定める指定管理者及び前号に定める受託者をいう。

第二条中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

六年広島県条例第二十八号) の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体及 指定管理者 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十

びその職員をいう。

24

える。 という。)」を 第三条中「広島県港湾施設管理条例 (昭和二十八年広島県条例第三十六号。 「条例」 اثر 「受託者」を「指定管理者等」に改め、 以下「条例」

(許可申請

第三条の二 施設の使用許可を受けようとする者 (以下「使用許可申請者」という。) ときは、この限りでない 理者等を経由して提出しなければならない。 規則第二条第一項に規定する使用許可申請書を管理者に提出しようとするときは、 ただし、 管理者が特別の理由があると認めた 、指定管 は

2 管理者は、 指定管理者等を経由して必要な書類の提出を求めることができる。 使用許可申請者に対し、当該許可申請に対する使用許可の可否を判断するた

第七条第二項、 第八条、第十三条及び第十四条第二項中「受託者」を 「指定管理者等」

に

杭 同項第四号中 第十六条第 に改め、 同項に次の二号を加える 「廿日市木材係船杭一号から四号」を 一項第二号中 「岸壁」 の下に「及び海田マイナス五・五メートル岸壁」 「廿日市木材港一号係船杭から四号係船 を加え、

五 出島マイナス十四メートル岸壁及び出島マイナス七・五メートル岸壁

第十六条第二項を次のように改める。 箕島三号岸壁及び箕沖マイナス十メートル岸壁

バース会議を開催する日時及び場所は、管理者が別に定めるものとする。

2

第十六条第三項中「 開催日」 を 、 原則として開催日」に改める。

第十七条の表広島港の項中 砂. 砂利 五日市マイナス五・五メートル岸壁海田マイナス五・五メートル岸壁 , 昭北新開物揚場

砂 砂利 五メー トル岸壁海田マイナス五・ 五メートル岸壁 五日市マイナス五・ に

を

コンテナ バース 同第五バース 出島東一号岸壁海田マイナス七・五メートル岸壁 宇品外貿埠頭第三

を

コンテナ 壁 | スー四メートル岸壁 | 出島マイナス七・五メートル岸| バース | 同第五バース | 出島東一号岸壁 | 出島マイナ| 海田マイナス七・五メートル岸壁 | 宇品外貿埠頭第三 に改め、

第二十四条 第二十四条を次のように改める (誓約書の提出)

小型船舶特定係留施設の使用許可申請者は、 当該使用許可申請時に管理者及び

第二十九条中「受託者」を「指定管理者」 に改める。 同条の次に次の一条を加

7	コンテナ 箕島三	砂・砂利(箕島一号岸壁	7	同君礼 对 可 可	司長量は巻の頁中
	号岸壁 箕油	号 岸 壁		コンテナ	砂·砂利
	コンテナ 箕島三号岸壁 箕沖マイナス一〇メートル岸壁			コンテナ 箕沖三号岸壁	箕沖一号岸壁
_	- - - -	こ女り、			
	同売厚近糸山洋の耳	司長尾道糸奇馬の	_	- *	Ē
	Į	į			

中 砂 コンテナ 砂利 南松永西マイナス四・五メー トル岸壁 天保山物揚場 を

える。 砂 砂利 天保山物揚場 に改め、

同条に次の二項を加

ただ

2 Ų 広島港観音旅客桟橋に係留できる船舶及び係留できる時間は、 管理者が特に必要と認めた場合は、 この限りでない。 次のとおりとする。

旅客船、 係留できる船舶 海上タクシー 午前一〇時から日没までの間 係留できる時間

3 広島港観音旅客桟橋を使用しようとする者は、 あらかじめ規則第三 |条第一項に規定する

第十九条第二項中 使用許可申請書を提出して、 て 受託者を経由して管理者に申請し」を削る。 管理者の許可を受けなければならない

第二十条 第二十条を次のように改める。 削除

第二十一条中「受託者」を「指定管理者」 に改める。

指定管理者に対し別記様式による誓約書を提出するものとする。

第四十条 (見出しを含む。) 中「受託者」 を「指定管理者等」に改め、 同条の表広島港の

島マイナス一四メートル岸壁 同二号岸壁 廿日市昭南ドルフィン 出トル岸壁 廿日市木材一号岸壁 同二号岸壁 廿日市マイナス七・五メートル岸壁 出島東一号岸壁 出島西二号岸壁 廿日市マイナス七・五メー宇品外貿岸壁 海田マイナス七・五メートル岸壁 海田マイナス五・五メー

に改め、

号中「県」を「県又は指定管理者」

第十四条第二項中「及び県」を

に」を加え、

- 「知事」を「指定管理者」に改める。同条第四項中「知事」を「指定管理者」

に改める。

第十七条中

理者からの」に、「県に対する」を「県又は指定管理者に対する」に改める。

| に改め、同条第三項中「その旨を」「並びに県及び指定管理者」に改め、

同項第一号及び第一

の下に

「指定管理者

第十三条中「及び県」を「並びに県及び指定管理者」に、「県からの」を

第七条から第九条までの規定及び第十一条中「受託者」を

「指定管理者」

に改める。

「県又は指定管

同表福山港の項中 | 沖浦東岸壁 は

。 箕沖二号岸壁 中浦西岸壁 一

工 箕沖三号岸壁文字岸壁新涯

号岸壁

新涯

一号岸壁

新

を

者から」に、

第十九条中「及び県」を「並びに県及び指定管理者」

に、「県から」

を

「県又は指定管理

に改める。

「県に対する」を「県又は指定管理者に対する」に改める。

岸壁に一号浮桟橋(箕島二号岸壁)箕島三号岸壁(箕沖マイナス一〇メートル)渡一号浮桟橋(箕島二号岸壁)(箕島三号岸壁)(新涯一号岸壁)新涯二号岸壁)新川東岸壁)沖浦東岸壁)沖浦東岸壁)(

に改める。

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県告示第四百十号

広島観音マリー ナ使用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県知事

藤

田

雄

Ш

広島観音マリー ナ使用基準の一部を改正する告示

第二条第二号中「県」を「第四号に定める指定管理者」に改める。

第二条第四号を次のように改める。

| 定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第二十八号) の定めるところにより知事の指| 四 「指定管理者」とは、マリーナ施設について広島県公の施設における指定管理者の指

定を受けた法人その他の団体をいう。

| 第六条中「知事」を「指定管理者」に改める。

附則

第二十九条から第三十一条までの規定中

「受託者」

を

「指定管理者」

に改める。

第二十四条及び第二十六条中「知事」を「指定管理者」に改める。第二十条から第二十三条までの規定中「受託者」を「指定管理者」

| この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県告示第四百十一号

者に管理させる港湾施設)の一部を次のように改正する。平成十七年広島県告示第千三百号 (広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理

平成十八年四月一日

表広島港の部係留施設の款中

広島県知

事藤

田

雄

Щ

通船桟橋 地先 に島市南区宇品海岸二丁目一三〇八番四を

広島県告示第四百十二号

湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の徴収事務を次のとおり委託した。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定によって、港

料の徴収事務の委託)は、 なお、平成十五年広島県告示第四百九十号 (港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港 平成十八年四月一日 平成十八年三月三十一日廃止した。

広島県知事

藤

田

雄

Щ

委託した使用料及び入港料の徴収事務

及び目的外使用料の徴収事務 管理者に管理させる港湾施設) で定める港湾施設及び次に掲げる施設に係る通常使用料 平成十七年広島県告示第千三百号 (広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定

(広島港)

広島市佐伯区五日市港三丁目二番	- トル岸壁	
広島市佐伯区五日市港三丁目二番	ートレ	
"	廿日市四号ドルフィン	
"	廿日市三号ドルフィン	
II	廿日市二号ドルフィン	
廿日市市木材港南一三四四番地先	廿日市一号ドルフィン	
安芸区矢野新町二丁目二一外安芸郡坂町北新地三丁目一二〇三七番、広島市	トル岸壁	
広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番二一	ース宇品外貿埠頭岸壁第五バ	
先 広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番二〇外地	ース 宇品外貿埠頭岸壁第四バ	
先。《公司》,在《四十二》,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	ース 宇品外貿埠頭岸壁第三バ	
国有地地先広島市南区宇品海岸三丁目四番九三外に接する	ース宇品外貿埠頭岸壁第二バ	
広島市南区宇品海岸三丁目四番四九外地先	ース 宇品外貿埠頭岸壁第一バ	
広島市南区出島二丁目一番七五地先	ル岸壁 出島マイナス 一四メート	
広島市佐伯区五日市港四丁目 四番	ートル岸壁 廿日市マイナス七・五メ	
地先 廿日市市木材港南一三四六番地先、一三五〇番	昭南岸壁	係留施設
所 在 地 番	施設名	類施 設の種
		名

		トル岸壁 五日市マイナスーニメー	広島市佐伯区五日市町地先
施荷設はき	ばき	宇品外貿コンテナヤー ド	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番一七
施臨設港	交通	新八幡川橋	広島市佐伯区海老山南二丁目一七番一地先
(福	(福山港)		
類施設の種	の 種	施設名	所 在 地 番
係留施設	設	レ岸壁 箕沖マイナス一○メート	福山市箕沖町一〇八番二地先

係留施設	類施 設の種	(尾道糸崎	係留施設	類
南松永西三	施	畸 港)	ル岸壁 ジェー・	旅
二号岸壁	設		ナスー	彭
#	名		メート	名
福山市南松永町四丁目七四番地先、七六栞	所在地番		福山市箕沖町一〇八番二地先	所在地
番地先				
国有施設	備考		国有施設	備老

2 (広島港) 次に掲げる施設に係る目的外使用料の徴収業務

施荷さばき	施設 設 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一						係留施設	類施 設 の種
観音マリーナ上下架施設	マリー ナ駐車場	マリー ナ船揚場	マリー ナ物揚場	桟橋 サーナディンギー	橋 観音マリーナサービス桟	橋 留音マリー ナビジター 桟	から第七バースまで 観音マリーナ第一バース	施設
上下架施設	場	場	場	ティンギー	サー ビス桟	ヒジター 桟	スまで スまで ス	名
広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八五	II	n	"	u,	"	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六地先海面	所 在 地 番

																			外郭施設	整備施設		保管施設		
南防波堤	西防波堤	西突堤、東突堤	昭北新開二号護岸	廿日市貯木場五号護岸	廿日市貯木場二号護岸	廿日市貯木場一号護岸	昭南新開一四号護岸	昭南新開三号護岸	昭南新開二号護岸	昭南新開一号護岸	昭北新開一七号護岸	廿日市木材港分離堤二	廿日市木材港分離堤一	廿日市木材港第四防波堤	廿日市木材港第三防波堤	廿日市木材港第二防波堤	廿日市木材港第一防波堤	観音南六号、七号護岸	観音南三号から五号護岸	場音マリー ナイベント広	観音マリーナボートヤー	ヤード	上屋 まずい カディンギー	クラブハウス 観音マリーナディンギー
"	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六地先	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八四地先	廿日市市木材港北一〇七一番	廿日市市木材港南一三三〇番	11	廿日市市下平良字榎窪一三一七番一	廿日市市木材港南一三四一番三地先海面	廿日市市木材港南一三四八番地先海面	廿日市市木材港南一三四五番地先海面	廿日市市木材港南一三四八番、一三五一番地先海面	廿日市市木材港北一〇八一番九、一〇八四番二外	廿日市市木材港南一三四四番地先海面	"	廿日市市木材港北一〇八五番地先海面	"	"	面、一三四六番地先海面 甘日市市木材港南一三四四番地先海面、一三四五番地先海	"	"	"	"	"	"	"

類施設の種

施

設

名

所

在

地

(尾道糸崎港)

岸まで白茅一号護岸から三号護

地

箕島一号、二号護岸

福山市箕島町四五六番二四地先

五八二五番二和八四五番、

五八三

番

五八二六番、

外郭施設

護岸まで | 福山市松永町一一〇八番一五地先、一一〇八番一六地先天保山三号護岸から五号 | 福山市松永町一一〇八番一五地先、一一〇八番一六地先

福山市南松永町四丁目六二番地先

外郭施設 岸まで新涯一号護岸から四号護

類施設の種 護岸まで沖浦二号護岸から一二号 護岸まで(一文字一号護岸から五号)福山市一文字町一〇二八番地先、一〇三一番二地先) 施 設

名

所

在

地

番

(福山港)

出島西七号護岸 出島西四号護岸 東浮防波堤 広島市南区出島二丁目二五番 広島市南区出島二丁目一一番一二地先

二 委託を受けた者

港料の徴収事務

3

広島港、

福山港及び尾道糸崎港

柳津二号防波堤 柳津東護岸 南松永一号、

福山市柳津町字市場沖二四三七番地先

(福山市の区域に限る。) に係る入港届の受理及び入

護岸 南松永西一号、

二号取付

福山市南松永町四丁目七二番地先、

七六番地先

二号防波堤

福山市南松永町四丁目七番地先

福山市柳津町字市場沖二四三七番

南松永B、C護岸

名 称

株式会社ひろしま港湾管理センター

2

住所

Ξ 委託した年月日 平成十八年四月一日 広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

広島県告示第四百十三号

ζ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十六第一項の規定によっ 包括外部監査契約を締結した。

平成十八年四月一日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

包括外部監査契約の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 基本費用及び執務費用とする。

Ξ

氏名 広島市中区住吉町一一番一六号 JI| 眞知子

品

兀 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

一会事務局告示

議会事務局告示第一号

広島県議会事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県議会議長 新 田 篤

実

広島県議会事務局の組織に関する規程の 一部を改正する規程

広島県議会事務局の組織に関する規程 (昭和三十二年十二月十五日制定) の一部を次のよ

うに改正する。

号中「広島県議会情報公開審査会」を「広島県議会情報公開・個人情報保護審査会」に改め、 第六条第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六

同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。 六 広島県議会個人情報保護条例 (平成十七年広島県条例第六十六号) に関すること。

> 附 則

この規程は、 平成十八年四月一日から施行する。

広島県選挙管理委員会告示第十五号

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長

橋

本

宗

利

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

ように改正する。 広島県選挙管理委員会規程 (昭和三十六年選挙管理委員会告示第三十四号) の一部を次の

安郡、」を削る。 を削り、同表尾三支局の項中「豊田郡のうち瀬戸田町、」を削り、

別表広島支局の項中「、

佐伯郡」を削り、

同表東広島支局の項中「(瀬戸田町を除く。

同表福山支局の項中「深

附 則

この規程は、 公布の日から施行する。

広島県選挙管理委員会告示第十六号

広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋

本

宗

利

広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程

次のように改正する。 広島県選挙管理委員会公印規程 (昭和五十一年選挙管理委員会告示第五十三号) の 一部を

別表5の項中 「広島県選挙管理委員会 事務局呉支局長之印

=

呉支局長」

及び

を 削る。

離人 見見 に見

「広島県選挙管理委員会

事務局備北支局長之印

この規程は、公布の日から施行する。 附 則

広島県選挙管理委員会告示第十六 - 二号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成十八年四月一日 広島県選挙管理委員会委員長

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程 橋

本

宗

利

の一部を次のように改正する。 公職選挙法による選挙運動等に関する規程 (昭和三十四年選挙管理委員会告示第十三号)

この規程は、公布の日から施行する。 則 別記第二十二号様式中「調整手当支給地域」を

「地域手当支給地域」に改める。

R100 古紙配合率100% 白色度70%再生紙を使用しています